

## 鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本市が実施する鳥取市産後ケア事業実施要綱（平成26年8月1日施行）第3条第1号に定める母子ショートステイ事業又は同条第2号に定める母子デイサービス事業を行う施設及び設備の整備促進を図ることにより、産婦の心身のケアを行う施設の増加・充実等を行い、産後の児童虐待防止及び子育て支援に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助基準額と同表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取市中小企業・小規模企業振興条例（平成29年鳥取市条例第2号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、市内中小企業・小規模企業への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を行う30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第9条の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

|          |                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助事業   | 鳥取市内に設置する産後ケア施設・設備整備事業<br>ただし、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業補助金の交付を受けるものに限る。                                                                                                                                                                       |
| 2 事業実施主体 | 産後ケア事業実施者                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 補助基準額  | 1か所当たり6,000,000円（ただし、母子デイサービス事業の場合は、2,000,000円）                                                                                                                                                                                      |
| 4 補助対象経費 | 母子ショートステイ事業又は母子デイサービス事業を行うにあたり、施設や設備を整備するために必要な以下の経費（ただし、当該施設運営職員の人件費に関するものは対象外とする。）。<br>（1）建物の増改築に要する経費（解体撤去を伴う場合はそれに関連する費用を含む。）<br>（2）建物に付随する設備の設置等に要する経費<br>（3）備品の購入に要する経費<br>（4）借家に係る賃借料（新規開設後12カ月分の賃借料を上限とする）<br>（5）その他市長が認めるもの |
| 5 補助率    | 1／4                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6 重要な変更  | （1）本補助金の増額変更<br>（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更                                                                                                                                                                                            |

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業計画書

1 実施施設の概要

- （１）施設の名称及び所在地
- （２）設置主体及び運営主体
- （３）入所（利用）定員
- （４）事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業計画の概要

- （１）事業内容
- （２）事業の目的

3 事業費内訳

- （１）対象経費の実支出予定額

（単位：円）

| 科目    | 金額 | 算出内訳 |
|-------|----|------|
| 増改築費  |    |      |
| 備品購入費 |    |      |
|       |    |      |
| 合計    |    |      |

※記載内容が多い場合等は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無 （ 有 ・ 無 ） ※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

- ・補助金名
- ・事業内容
- ・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 % を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

- （１）補助金申請額内訳書（別紙 1）
- （２）見積書等金額が確認できる書類
- （３）建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合
- （４）現状が確認できる建物・備品の写真

別紙 1

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金 申請額内訳書

(単位：円)

| 事業名 | 補助対象経費の<br>実支出予定額<br>A | 補助基準額<br>B | 算定基準額<br>(A と B のいずれか低い額)<br>C | 市補助所要額<br>$C \times 1/2 = D$ |
|-----|------------------------|------------|--------------------------------|------------------------------|
|     |                        |            |                                |                              |

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には、1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金 収支予算書

収入の部 (単位：円)

| 区 分    | 予 算 額 | 備 考 |
|--------|-------|-----|
| 市補助金   |       |     |
| 県補助金   |       |     |
| 事業者負担額 |       |     |
|        |       |     |
| 合 計    |       |     |

支出の部 (単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 財源内訳 |  |  |
|-----|-----|------|--|--|
|     |     | 市補助金 |  |  |
|     |     |      |  |  |
|     |     |      |  |  |
|     |     |      |  |  |
|     |     |      |  |  |
|     |     |      |  |  |
| 合 計 |     |      |  |  |

様式第3号（第7条関係）

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業報告書

1 実施施設の概要

- （1）施設の名称及び所在地
- （2）設置主体及び運営主体
- （3）入所（利用）定員
- （4）事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業実績の概要

- （1）事業内容
- （2）事業の実績

3 事業費内訳

- （1）対象経費の実支出額

（単位：円）

| 科目    | 金額 | 算出内訳 |
|-------|----|------|
| 増改築費  |    |      |
| 備品購入費 |    |      |
|       |    |      |
| 合計    |    |      |

※記載内容が多い場合等は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無 （有・無） ※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

- ・補助金名
- ・事業内容
- ・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）  
※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

- （1）補助金精算額内訳書（別紙2）
- （2）契約書、請求書、支払領収書の写し
- （3）建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可）
- （4）改修した建物主要部分の写真、購入備品の写真

別紙 2

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金 精算額内訳書

(単位：円)

| 事業名 | 補助対象<br>経費の<br>実支出予<br>定額<br>A | 補助基<br>準額<br>B | 算定基準額<br>(A と B の<br>いずれか低<br>い額)<br>C | 市補助所<br>要額<br>$C \times 1/2 =$<br>D | 交付決<br>定額<br>E | 受入済<br>額<br>F | 差引額<br>(F - D)<br>G |
|-----|--------------------------------|----------------|----------------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------------|---------------------|
|     |                                |                |                                        |                                     |                |               |                     |

(記入上の注意)

- 1 A 欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D 欄には、1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。



様式第 4 号（第 7 条関係）

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業費補助金 収支決算書

収入の部 (単位：円)

| 区 分    | 予算額 | 決算額 | 比 較 |   |
|--------|-----|-----|-----|---|
|        |     |     | 増   | 減 |
| 市補助金   |     |     |     |   |
| 県補助金   |     |     |     |   |
| 事業者負担額 |     |     |     |   |
|        |     |     |     |   |
| 合 計    |     |     |     |   |

支出の部 (単位：円)

| 事業名 | 予算額 | 決算額 | 財源内訳 |  |  | 比 較 |   |
|-----|-----|-----|------|--|--|-----|---|
|     |     |     | 市補助金 |  |  | 増   | 減 |
|     |     |     |      |  |  |     |   |
|     |     |     |      |  |  |     |   |
|     |     |     |      |  |  |     |   |
|     |     |     |      |  |  |     |   |
|     |     |     |      |  |  |     |   |
| 合 計 |     |     |      |  |  |     |   |

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

年度鳥取市産後ケア施設・設備整備事業仕入控除税額確定報告書

様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、  
鳥取市産後ケア施設・設備整備事業補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のと  
おり報告します。

記

|   |                        |   |   |
|---|------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の確定額                | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額    | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）          | 金 | 円 |